

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）
パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金）
（31日間）
- 2 資料配布場所
役場本庁舎情報公開コーナー、子育て支援課、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、北部文化福祉会館（北部公民館）、南部文化福祉会館（南部公民館）、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館、子育て支援センター、木島医院、高山産婦人科内科、玉井小児科、林こどもクリニック、町内各保育園等、町内各幼稚園、町内各認定こども園、町内各児童クラブ、町ホームページ（閲覧）
- 3 意見の提出状況等
意見提出者数 7名
（うち、寒川町自治基本条例第3条第1号に定義する町民に該当しない方：0名）

意見総数 11件（内訳別記）
（うち、寒川町自治基本条例第3条第1号に定義する町民に該当しない方：0件）
- 4 内訳別意見件数

意見の内容	意見数
第2章 子ども・子育てをめぐる現状について	0件
第3章 第1期計画の評価について	0件
第4章 計画の基本的な考え方について	0件
第5章 施策の推進について	2件
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	8件
その他	1件
合計	11件

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

役場本庁舎情報公開コーナー、子育て支援課、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)、北部文化福祉会館(北部公民館)、南部文化福祉会館(南部公民館)、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館、子育て支援センター、町ホームページ(閲覧)

お問い合わせ先：寒川町学び育成部子育て支援課子ども家庭担当
電話 0467(74)1111 内線 161 FAX 0467(74)5613
E-mail kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp

意見の内容と町の考え方

意見番号	改定版案及び計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版(案)の修正
1	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:36ページ(第5章)</p> <p>施策の推進(基本目標1)</p> <p>子育て家庭の支援(施策の基本的方向1)</p> <p>地域での子育て家庭の支援</p> <p>2 保育所運営事業(通常保育事業)</p>	<p>事業計画について数字の面では分かりました。子ども・子育て支援について不安があります。私は寒川町で子育てをしています。知り合いが神奈川県内で子育てをしているのですが、寒川町と少し違うので驚き、ショックを受けています。保育料が全然違います。知り合いは横須賀は「子育てしやすいから たくさんうめる!」と4人うんでいました。保育料について、見直してもらえたらいいなあと思いました。また、現在さむかわ保育園を利用していますが、少し前まであった遊具がほとんどなくなり残念に思っています。滑り台、ジャングルジム等があると運動経験ができるので安心できます。園舎は修繕等で改善はされていますが、サッシが昔のまま網戸がない点、廊下がジュウタン貼りで衛生面で不安があります。他園に見学に行った際に防犯面も気になりました。2つ行きましたが、施設されていない扉が外から丸見えなのはこちらだけでした。昔ながらの開放的なつくりは今の時代には合っていないように思います。安全面の改善を望みます。最もお願いしたいのは対人数の改善と保育士処遇改善です。虐待のニュースが多く報道されています。本当に胸が痛みます。まず、保育士配置基準の見直しを求めます。国基準が実態に合っていないことは報道をみなくても分かります。1948年から70年以上も変わっていない4.5歳児の基準は先進国平均のおよそ2倍です。1歳児の4対1も国基準よりは良いから大丈夫という考えも納得できません。国基準でなく世界の良い福祉をみてほしい。子どもも大人も良いなあと思える環境を整えてほしい。保育士の処遇改善も早急に解決しなければ、良い保育士は他県・他市へ流出してしまふ恐れがあります。「処遇改善費が出ているから解決している。」という訳ではありません。保育士の給与と他業種平均給与を比較するとまだ、10万円前後の差があり、生活を困難にさせています。これでは、他県・他市への流出ばかりか、他業種への転職となり保育士不足を悪化させてしまいます。志ある若い保育士が人間らしく生活し気持ち良く我が子の相手をしてくれる環境を一刻も早く整えてほしい。もうその時が来ているのだと思います。最近、寒川町のホームページをみました。とても素敵で住み良さそうな町だと感じました。子育てしやすい寒川町であるようぜひ検討して頂きたいと思います。</p>	<p>保育料については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児から5歳児について無償化となり、0歳児から2歳児についても一定の条件を満たしていれば、無償化対象となりました。それ以外の児童の保育料は、国が定めている保育料を上限として、各自治体によって定められています。</p> <p>また、保育料の対象児童が、就学前の兄弟の2番目であれば半額、3番目以降であれば無償になるなど、保育料の多子軽減を講じております。</p> <p>保育料の見直しについては、国の動向や他の自治体の状況などを踏まえながら、慎重に検討してまいります。</p> <p>遊具については施設によって異なる部分がありますが、遊具がなくてもモリトミックなどで体を動かす指導等を行っている施設もあります。それぞれの施設で保育指針に則り、民設園ならではの特色を活かして体育指導を実施しております。</p> <p>また、園舎の修繕についても、少しずつではありますが、各施設が実施している園舎の修繕に対して、国や県の補助金を活用して町から補助を行っております。防犯対策を強化する施設整備修繕に対しても、同様に町から補助を行ってまいります。</p> <p>保育士の配置基準については、町は国の配置基準を要件としておりますが、1歳児については国基準以上の1:4で保育を実施してもらうよう補助を行っております。それでも保育現場からすれば保育士不足であることは、町としても認識しております。町の保育所はすべて民設園なので、保育士等職員の雇用に町が直接関与できない部分もございりますが、潜在保育士の発掘のために各施設の保育士募集状況などを町広報やホームページ等に掲載するなど対応に努めているところでございます。</p> <p>今後も保育士確保のために町としてできることを検討してまいります。</p> <p>また、保育士の配置基準については、国の配置基準の見直しなど国の動向を見極めながら、町として検討してまいりたいと思います。</p>	なし
2	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:45ページ(第5章)</p> <p>施策の推進(基本目標2)</p> <p>母子の健康の確保と増進(施策の基本的方向1)</p> <p>母と子の健康づくり</p> <p>45 特定不妊治療費補助事業</p>	<p>資料を見れていないので該当しないかもしれませんが子育てに関連する事項として、不妊治療の保険適用にともない、不妊治療の補助金は廃止の方向になっていくかもしれませんが、廃止はしないでほしいです。</p> <p>理由といたしましては、体外受精は保険適用になります。6回までです。1回のうち少しでも有料のオプション検査をいれると1回分全てが全額自費負担になってしまいます。有料のオプション検査が入ったときの体外受精と、7回目以降の体外受精を補助金でカバーいただきたく存じます。</p> <p>私たち夫婦も体外受精を行い、町の補助金のおかげもあり、授かることができ、もうじき出産予定です。妊活をしてから3年になり、自己負担額としては100万円以上をかけた。自分は現在31歳、妻は29歳でそれほど歳を重ねてない年齢での不妊治療でした。知り合いにも町外ですが、30歳の女性で体外受精を行う人もいます。世間一般には40歳前後の人がやるイメージかもしれませんが、実際のところ、20代でも体外受精を行わないと授かれない人も結構な割合でいます。</p> <p>有料のオプション検査や、6回までという制約が逆にストレスになっている部分もありますし、そもそも金銭的な問題だけでなく、肉体的及び精神的にも不妊治療は負担が大きいものです。何卒ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>令和4年4月から安全性・有効性等が認められた人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について保険適用となりました。</p> <p>町の特定不妊治療費助成制度につきましては、神奈川県特定不妊治療支援事業の助成決定を受けた方を対象に、保険適用外診療の治療費の一部を、県助成に上乗せする形で助成しております。県の助成事業は、保険適用外の円滑な移行支援として、保険適用外の治療に対して一定の条件のもと、引き続き行われております。</p> <p>国においては、今回保険適用とならなかった診療についても、将来的な保険適用導入のための評価を進めております。町としましては、これらを踏まえた今後の県助成事業の状況等を見極めながら、不妊治療費助成の方向性について検討してまいります。</p>	なし

意見番号	改定版案及び計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版(案)の修正
3	<p>改定版案:3~6ページ</p> <p>計画:61~62ページ(第6章)</p> <p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策</p>	<p>1 教育・保育施設の量の見込みと確保</p> <p>小規模園の建設予定はあるが、3歳児以降の教育・保育施設の確保ができていないのか疑問である。未満児に限らず0~5歳児全体の教育・保育施設の不足を感じる。</p> <p>また自身の経験により、就労を希望している乳児を養育する保護者にとって現状は教育・保育施設の選択肢はほぼなく、空いている可能性がある園にどうにか預けたい入れれば幸運といった状況であった。</p> <p>待機児童についての表記は定義が曖昧であるが、こちらの認識としては「寒川町には教育・保育施設入園を希望しても入る事の出来ない子どもが常にいる」となり、提示されている施設量で長い目を見て十分に足りているとは思えない。</p> <p>以前、町長への手紙・わたしの提案の中で「町営の保育施設等の予定はない」との旨の文章を見た。ちょうど10年ほど前から幼保民営化の流れを国が打ち出しているため当然の回答とは感じるが、その要望の本質としては「町という行政が子育てに対して責任ある立場で取り組んで欲しい」なのでは無いかと考える。</p> <p>町営ではないものの、例えば行政が率先し保育士の確保(藤沢市や茅ヶ崎市は潜在保育士確保に向けた取り組みを行政が行っている)や、幼保の企業や法人への誘致・働きかけを広報やHPなどで大々的に記載をし「取り組みの見える化」を行う。</p> <p>それにより子育て世帯がそれを目にすると「こんな取り組みをしてくれている」と実感をしたり、潜在保育士確保や保育施設増園が叶えば同時に従業員並びに新たな子育て世帯の誘致にもつながるか考える。</p> <p>また教育・保育施設の数も然ることながら地域による偏りも問題にあると思う。特に倉見地域には保育施設がないため、旭保育は常に殺到しているのではないかと感じる。</p> <p>前述の通り、保護者に選択肢はなく入れる所にねじ込む現状がある。だが、教育・保育施設はその年齢を一時的に過ごす施設ではなく4・5歳児になれば小学校進級に向けて友達作りや仲間作りを意識した教育や保育が行われる事が多い。そんな中、やむ得なく自身の進級する小学校とは離れた地域の施設に入るしか無かった・幼児期の友達とは離れ離れになり小学校へ進級しなければならなかったといった事態になる可能性は大いにある。</p> <p>施設数の不足による選択肢の無さにより、地域の一貫性のある包括的子育て支援を阻害しているのではないかと感じている。</p>	<p>低年齢児のみならず0~5歳児において確保提供量の不足を感じられていることについては、実態として、施設によって低年齢児だけでなく、3歳児においても未入所児童が生じている状況があります。令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、幼稚園の幼児教育時間終了後も一時預かり事業を利用することもでき、就労など保育の要件を備えている保護者の児童は無償化の対象となり、一時預かり事業の利用料が一部無償となりました。児童が幼稚園に通っていても、一時預かり事業を利用しながら、保護者は就労に就くことができますので、窓口等でご案内しております。</p> <p>保育施設の確保は重要であると認識しておりますが、施設整備には多額の費用を必要とすることから、限られた財源を前提に将来の公共施設の在り方や対策を検討している現状を踏まえ、町立の保育施設整備の予定はありませんので、民間事業者の施設整備等に対して何らかの支援方策を検討するなど、待機児童解消のための努力を続けてまいります。</p> <p>また、保育士確保のための取り組みなど、町としてできることについて検討してまいります。</p> <p>保育施設の地域による偏りに伴う問題については、民間事業者の新規開設等の相談時には北部地域での開設を依頼しておりますが、実現しない状況があります。少子化の進展により子どもの数の減少が懸念される一方で、子育て世代が安心して子育てできるよう取り組むことで子育て世代の定着を目指す町として、教育・保育施設の確保について、今後よく検討する必要があると考えております。</p>	なし

意見 番号	改定版案及び計画 の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版 (案) の修正
4	<p>改定版案:7ページ</p> <p>計画:63~64ページ (第6章)</p> <p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策</p>	<p>2 地域型保育事業の量の見込みと確保</p> <p>小規模園保育事業については、事業所数や保護者の選択肢を増やす為にもっと必要だと思う。</p> <p>現状寒川町には認可園かファミサポしか子どもを預ける手段がないというように私は認識している。認可園は条件を満たせば長期的に保育を受けることができる代わりに、入園に関するハードルは高く・施設の選択肢はなく待ちの状態にある。</p> <p>例えば核家族でワンオペ育児をして「少しでも通院や検査をしたい」「就活のための面談がある」「親の体調が悪くて子どもをみれない」「子どもというのが辛い、離れたい」といった思いには即日対応出来る施設は現状皆無であると認識している。</p> <p>ここに小規模園(認可/認可外)どちらもあれば、一時保育や期間限定で入園し就労状況に関係なく子どもを預ける事ができる。それにより日々救われる家庭や保護者は多いと思う。</p> <p>産後の母親の死亡理由の1番が産後うつによる自殺と言われている。その時に衝動的に、ああ無理だなと自分や子どもの命を絶ってしまうのはよく分かる。そんな状況下において、誰かに相談をしたとて暖簾に腕押しの間答に余計に孤独は深まり、保育園の申し込み入園確定など悠著に待てるわけも無い。</p> <p>そんな産後ケアの一貫としても乳児期の一時保育は有用に思う。これは顔も知らない保健師から「2ヶ月前の産後うつのテストハイスコアでしたが今大丈夫ですか?」と電話をもらう支援より、お金を払って2時間1人だけの時間を確保できる方が本当に今辛い当事者のためになると思う。</p> <p>また小規模という括りでお話させてもらうと病後児保育施設も皆無である。アンケートを見る限り全体の3分1は欲しいと希望しており、医療などでも提携の多い茅ヶ崎市とも病後児保育については提携されていない。コロナ禍により病気との付き合い方は改めて見直されるべき項目であると考え。病後児保育施設の設置は容易なものでは無いと理解はすれど「子どもが病気をすれば親が休むしか選択肢がなく行政からの支援やアドバイスや案内も何も無い」という現状は打開すべきと考える。</p>	<p>保護者が何らかの理由により「すぐに、一時的に子どもを預けたい」という状況に対応する施設の必要性については認識しておりますが、ご意見のとおり整備できていない現状があります。</p> <p>ファミサポ事業については、基本的に事前の打合せと利用登録が必要ですので、即時に利用できるものではありません。</p> <p>また、小規模保育事業についても、保育事業でするので、その利用にあたっては、認可園と同様に、保育の必要性の認定と、希望する保育事業の申し込み及び入所審査を経た結果としての利用決定が必要となります。</p> <p>「今すぐに利用したい」という場合に即時対応できる一時預かりサービスを常時用意しておくことは、現時点では困難な状況ですが、そうしたニーズにどうすれば少しでも対応ができるのか、今後よく研究してまいります。</p> <p>また、病後児保育につきましても、今後検討してまいります。</p>	なし

意見番号	改定版案及び計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版(案)の修正
5	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:72ページ(第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	<p>学童拡充について 寒川小学校併設の学童保育(あおぞら)について、至急、定員拡充を要望します。長年に渡り、需要と供給のバランスが伴っていないため、低学年(2,3年)から学童保育に入れないケースが後を絶ちません。 学童保育は、全学年対象にも関わらず、希望者に対し、定員枠が少なく、早いと2年生から、入れないケースがあります。学校があるときであれば、数時間ですが、夏休みや冬休みといった長期間に及ぶ休みとなると、朝から晩まで一人にしなければならず、親は働き方の変更を余儀なくされたり、預け先に翻弄されます。 低学年から学童に入れないのは、町内ではあおぞらクラブだけだと聞いています。同じ町内でこのような差があるのも問題です。時代のニーズに合わせた支援策をお願いしたいと思えます。 現在、あおぞらクラブは小学校の北側校舎の一部を使用していますが、そこには町民センター分室があります。子供を迎えに行く頃(17:30)には分室の職員はほぼいません。人が利用していることもあまり見かけませんが、北側校舎の多くを占める必要があるのかについて再検討いただけないでしょうか。町民センター分室で占めている教室の一部を開放し、学童保育の定員拡充を求めます。 学童の拡充には教室の確保および支援員の増員が必要になると思いますが、学童保育の支援員は資格が必要とされてはいないため、子育てにひと段落したベテランの主婦の方々が、働きたいと願う雇用の提供にも繋がると思えますので、支援員の増員は難しいものではないと考えます。 子育て支援として先ず上げられるのが保育園や幼稚園の増設ですが、学童保育の必要性今一度見直してみてください。保育所の利用者が増えているということは、学童保育も昔のままの定員数では足りないのです。働き世代が安心して働ける社会でなければ、経済の好循環は生まれません。 また、支援員さんからもご意見を伺いましたが、やはり、年上の子がいてくれると下の子を見てくれるので助かるということでした。子供にとっても一人で鍵っ子の日々を送るよりも縦割り活動が育まれる学童というひとつのコミュニティは良い環境です。どうか至急、ご検討をお願い致します。</p>	<p>・寒川小学校に併設しております児童クラブについて、ご意見をいただきありがとうございます。おっしゃるとおり、あおぞらクラブに入所できない児童が増えてきており、早急の対応が必要であると認識しております。現在、児童の安全面から学校敷地内での移動となるよう、また、学校内の既存の施設等を活用し定員を増やすことを検討しております。放課後に児童が安心安全に過ごせるよう努めてまいります。</p>	なし
6	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:72ページ(第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	<p>・さくら幼稚園に通園しています。途中から仕事を始めたので、認定を頂いて仕事を始めることができ、とてもありがたかったです。入園当所は毎日泣いていてどうなることかと思いましたが、落ち着いた頃に久しぶりの復帰できたので、子どもにも親にもありがたいです。 ・けれど…。来年は小学生。学童に申請しましたが、勤務時間により入れるかわからない。と言われました。仕事を始めたものの小学生になったとたんどうすればいいのが…と悩んでいます。夏休み中の一人でのお留守は不安です。小さいお子さんへの支援は広がっていますが、何だかぶつりときたようで…。前から言われている問題ですが、どうか支援を広げて頂けたらと思います。</p>	<p>・児童クラブについて、ご意見をいただきありがとうございます。保護者の方々が不安なお気持ちとならないよう、学校内の既存の施設等を活用し定員を増やし支援を広げることができるよう検討を行い、子育てしやすい環境が作れるよう努めてまいります。</p>	なし
7	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:72ページ(第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	<p>今回の件に直接関係はしておらず担当課も異なりますが、「子ども・子育て支援事業計画」ということで1つ意見を述べさせていただきます。 幼稚園・保育園の提供量が増えているので、卒園後の学童保育の提供量も増やして、「保育から学童へのスムーズな移行を目指す」といった事も入れて頂きたいです。 学童は午前中の勤務は点数で加点してもらえず、保育時は働いていたのに学童の要件を満たせず勤務を諦めたり、入所できない為に仕事を辞めたり変えたりしなければならない現状があります。 ご検討の程よろしくお願い致します。</p>	<p>・児童クラブについて、ご意見をいただきありがとうございます。保育から学童へのスムーズな移行について児童クラブの増設等により解消に繋がるよう検討を行い、子育てしやすい環境が作れるよう努めてまいります。</p>	なし

意見番号	改定版案及び計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版(案)の修正
8	<p>改定版案:該当ページなし</p> <p>計画:72ページ(第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p>	<p>学童保育も拡充して頂きたい。 子育て世代を呼び込もうと町をあげて応援して下さるのならば、「小学生」も安心して暮らせる町づくりをして頂きたいと思います。 保育に携わる方々も喜んで働いて頂ける様な勤務形態の見直しなど土台からしっかり作り、現場の満足度も上げて欲しいと思います。 「ボランティア」に頼らないで「仕事」としてリタイアしたシルバーの方々のお力をかりる等して働いて頂けたらいいのではないかなと思います。</p>	<p>・児童クラブや、そこで働く支援員について、ご意見をいただきありがとうございます。児童クラブについては、利用を希望して下さる方が増えており、それに伴い定員を増やすため、現在、既存の施設の活用等を検討しております。支援員につきましては、いただいたご意見を参考とさせていただきます、利用される方、働く職員がともに充実し楽しく過ごせる児童クラブとなるよう努めてまいります。</p>	なし
9	<p>改定版案:8ページ</p> <p>計画:76ページ(第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 6 任意記載事項【追加】 (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項</p>	<p>6(4) 地域子ども子育て支援事業を行う～</p> <p>①関係機関の連携会議開催等</p> <p>伴走型相談支援に関して状況に即した伴走型の相談に的確に答えられる人材や専門家の確保。その人材で小チームを組み地域毎に支援にあたる事なのか？そうすると専門家とは誰なのか？看護師、保健師、助産師、産婦人科医、保育士、社会福祉士など妊娠出産子育て支援に関する専門家自身が専門が細切れであるため、人材の確保ができず支援に繋がらない懸念を感じている。だが、保育ママや子育てコーディネーター(仮)のような方々の起用は1番避けていただきたく思う。</p> <p>また子育て支援に関わる関係機関の具体的な機関がどこの誰なのか不明であり、何をするのか全く見えない。妊娠出産期から切れ目の無い支援とはなにか？例えば現在妊娠をして妊娠初期の流産となれば何の精神的にも経済的にも支援もなく病院で処置をし精算し肅々と終わる。たとえ母子手帳が配布されていたとしてもそれは変わらないと思う。</p> <p>妊娠とは、支援開始はいつからか。当然全ての子どもが産まれる訳では無いが、その支援は元気に産まれてくる母子だけのものなのか。行政は家庭事情のどこまでを把握し、どこまで支援や手助けをしようというのか。</p> <p>妊娠出産から育児をする事への問題や当事者の問題は千差万別かつ無数にある。それぞれの子どもの特性や家族の状況に応じたところがあるが、その場合は冒頭に記載した専門家や行政機関に留まらず司法も絡めなければならないと思う。</p> <p>事実、育児休業が原因で解雇となり労働審判をし、就職活動をしながら保活をしている状況があると町の保健師に伝えたとこで支援課ですら共有されず、地域の担当保健師が誰かも分からず、なんの支援の実感もない。先日栄養士より電話連絡があったが「私は栄養関係の事しか把握していない」との事。部分完結の細切れの現実であるため、国の打ち出した方針に従わざるを得ないからと誰に寄り添うことなく行われる業務をそもそも支援というのか基だ疑問である。</p> <p>今もできていないが、これからもできる保証のないふわっとした耳障りだけ良く実態のない支援は正直不要と考える。そういった事に注力するよりも、オムツ無料配布(海老名市、座間市、綾瀬市、厚木市)出産育児一時金一部負担(大和市)乳幼児の一時預かりや休日保育(都筑区)産後ケア施設や家事代行サービス会社と連携し利用券発行など即物的な支援の有り難さを感じる。</p> <p>相談事業や保護者や家庭への精神的寄り添いの成果は如何程か分かり兼ねるが、辛いことを辛いと表現しそれを大勢に周知される事が辛い人間もいる。そのため生活をすすんで明確に負担が減る支援の必要性をお伝えしたい。</p>	<p>妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うために、現在子育て支援課には、助産師、保健師、管理栄養士、公認心理師を配置しております。 また、担当課だけでなく、福祉課や教育委員会等庁内の他部署はもとより、医療機関、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童相談所、主任児童委員、保健福祉事務所等、多様な機関が連携して、支援の充実を図っております。 今後も、こうした関係機関が、連携を密にしながら、個々のケースに応じて適切な支援を行ってまいります。 また、流産をされた方への支援等についても、今後検討し取り組んでいく予定です。</p> <p>なお、過去にこちらの対応が不十分な点がありましたこと心からお詫び申し上げます。妊娠から出産、子育て期にあるご家庭への支援に、今後より一層注力してまいります。</p>	なし

意見 番号	改定版案及び計画 の該当箇所	意見の内容	町の考え方	改定版 (案) の修正
10	<p>改定版案:8ページ</p> <p>計画:76ページ (第6章)</p> <p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</p> <p>6 任意記載事項</p> <p>【追加】</p> <p>(4) 地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項</p>	<p>②関係機関の連携を推進</p> <p>保護者の必要とする支援事業所がまず十分でない現状。支援事業があるとしてそこへの周知やアクセス、即効性のある支援なのか(事前登録、面談、予約、証明書などが必要など)</p> <p>産後ケア事業があるのは知っているが手続きの煩わしさ、ケアを受けるに至るまでの気力も体力もなかったため利用に至らなかった。電話1本で、Webで簡単に利用出来てこそ身近な支援と感じる。</p> <p>関係機関との連携を図るのであれば、その機関を一覧にし最短のアクセス方法と支援やサービスの受け方を万人に向けて発信していただきたい。</p>	<p>子育て支援センターでは利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業として、子育て支援の情報提供、子育て相談、子育て関連施設等との連絡調整等を行っております。</p> <p>また、子育て支援センターへの来所が難しい方へ、一之宮公園事務所、南部文化福祉会館、北部文化福祉会館、倉見地域集会所での巡回ひろばを実施しております。</p> <p>これらの利用にあたっては、現状では新型コロナウイルス感染症対策として、午前・午後での予約制による利用とさせていただきます。</p> <p>ファミリー・サポート・センターについては、子育て援助活動事業として、会員組織により子育ての相互援助を行っております。利用調整にあたり、お預かりするお子さんの家庭の様子や注意する点などについて把握することで、様々な状況・特質のお子さんにも対応できるよう、支援を依頼する会員と支援を行う会員が事前に打ち合わせる機会を設けております。</p> <p>産後ケアについては、サービス提供事業者とご利用様の利用調整をする観点から、子育て支援課を通しての申込とさせていただきます。</p> <p>様々な事情で来所が難しいこともあろうかと思っておりますので、まずは子育て支援課にお電話をいただきたいと考えております。</p> <p>様々なサービスを紹介するツールとして、毎年子育てガイドを発行しております。町ホームページからもご確認いただけますが、ご相談内容がご家庭の事情で多岐にわたるため、子育てガイドだけではすべてを網羅することは難しく、記載のない事項に関しては、子育て支援課までご相談いただければと考えております。</p>	なし
11	<p>改定版案:該当ページなし</p>	<p>追記</p> <p>どこに入れ込めばいいかという件で、行政や関係機関各位に男性に対する育児支援の理解を深めて欲しい。我が夫は出産前から妊婦をサポートし産後は育児を行い今に至るが、産後育児についての電話などは全て母親である。事あるごとに夫が育休を取得し育児をしていると伝えても、では奥さんが旦那さんの話聞いてあげてくださいで終わった。奥さんと旦那さんを入れ替えれば大問題であるが認識としてはその程度である。</p> <p>様々な家庭の形があるが子育てに関わる大人であると妻も夫も男女関係なく認めて欲しい。そのためにも支援者側の認識や知識の更新は常に必要だと感じている。</p> <p>誤字脱字、お許してください</p>	<p>子育てと仕事や介護、家事、地域活動等のバランスは、それぞれのご家庭の価値観やライフスタイルによって異なることを認識しておりますが、必要とされる支援が行き届いていなかったこと、大変申し訳ございませんでした。各ご家庭に応じた支援をできるよう努めてまいります。</p>	なし